

合自動車株式會社（本社浦和市）カ川口市ニ本社ヲ有スル川口東合自動車株式會社ヲ買収（未定式認可ナシ）シタルニ川口東合ノ従業員カ東京自動車労働組合ノ應援下ニ、會社ニ對シ解散手當七萬五千圓支給外數項目ノ要求ヲ為シタル事ニ發端労働爭議發生シタル為メ、東都東合ニ在リテハ自社ニ労働組合ノ組織ノ及フコトヲ虞レ、之カ防止ノ目的ヲ以テ左記ノ如キ八項目ノ誓約書ヲ従業員側ヨリ呈スルノ方針ヲ決シ、容月十五日頃入社後比較的日淺キ従業員約十五名ニ對シ該誓約書ノ提出方ヲ命ジタル為メ、従業員間ニ急激ニ労働組合加盟ノ空氣醸成シ、運轉手村岡友市、佐後勇吉、八木昌次等ガ中心トナリ組合加盟ヲ勧誘、容月三十日及卅一日ノ兩日ニ直リ全従業員一〇九名中八一一名カ東京自動車労働組合ニ加盟シ、全組合幹部ノ應援指導下ニ八月三十一日午前十一時別記（一）ノ如キ十五項目ニ直ル嘆願書ヲ提出シタル處、會社カ之ヲ拒否スル

ト共ニ労働組合否認ノ態度ニ出テタル為メ遂ニ爭議化シ、翌九月一日始後ヨリ爭議参加者全員カ罷業ヲ決行スルニ至リタリ

誓約書

- (1) 會社ノ命令及上長ノ命令ニ違背セサルコト
- (2) 品行ヲ慎ムコト
- (3) 労働團體、思想團體ニ加入セサルコト
- (4) 競業機械ハ勿論間接直接ニ他ノ業務ニ關與セサルコト
- (5) 會社ノ物品ヲ私用セサルコト
- (6) 會社ノ仕事ニ對シ他ヨリ收益ヲ受ケサルコト
- (7) 故意ハ過失ニ依リ會社ニ損害ヲ與ヘタル時ハ賠償スルコト
- (8) 會社ノ秘密ヲ他ニ漏洩セサルコト

六 經 過

(1) 罷業決行迄ノ状況

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並んでいる）